



# 憲法改正に対する私の考え

日本国憲法が成立するまで

自主憲法期成議員同盟  
自主憲法制定国民会議

会長

木村 俊一

(参議院議員)

## 入会のお誘い

当会では、「憲法を改めて、時代を刷新しよう」（憲法改正・自主憲法制定）という、この国家的・国民的な大事業に御賛同下さり、この運動に協力しようという志ある個人または団体の参加を求めています。

いま、規約の主なものをあげますと、

一、（目的）本会は、わが国内外の情勢に即応して、日本国憲法を再検討し、自主憲法制定の推進を目的とする。

一、（事業）1、自主憲法の実現を目標とする国民運動 2、自主憲法草案の研究

3、その他、本会の目的達成に必要な事項

○個人会費 年額一口三千円 賛助三口以上

○団体会費 年額一口一万円 賛助三口以上

○多額納入者・寄付者は、維持会員の特典有

なお、支部設立希望者もお申し出下さい。

ただし、当団体は、同じく岸信介（元総理）

会長の自主憲法期成議員同盟と連動しております。

ただだけに、入会審査があり、また不当な行為があるときは退会頂くことがあります。

▽入会申し込み先

〒100千代田区永田町二―二―一

衆議院第一議員会館一階

自主憲法制定国民会議 宛

郵便振替 東京6―022879番

銀行振込 大和銀行衆議院支店

0270097番

☆会費・寄付金などの払い込みは、事故防

止のため、必ず右記の本部口座宛にお願

いいたします。

電話（03）581―5111（衆議院）

内線3866又は3869

# 憲法改正に対する私の考え

日本国憲法が成立するまで

自主憲法期成議員同盟  
自主憲法制定国民会議

## ●はじめに

日本国憲法は敗戦直後の占領下で施行された。

その原案は日本占領軍総司令部で作られ、それを下敷きにして新憲法が出来上がった。占領下では国の統治権が制限を受け、国民の自由意思の表明も制約を受ける。そんな時に制定された憲法であるから、国の基本法として、将来にわたり民族の活力の源泉となるには程遠い内容であり、その上、文章は翻訳調で生硬難解のところが多い。

わが国が戦後、独立国家となつて三十五年、現憲法の基本にある「平和」「自由」「民主」「人権尊重」の諸原則は常に温存遵守しなければならぬ。それとともに政治経済、国民生活の面で国際状況に対応しながら、刻々と移り変わるわが国の現状に適応できる憲法を、他から強制されるのではなく、自主的に作らなければ

ならない。このことは心ある人々は独立直後から考えつづけて来た。わが自由民主党も立党以来、憲法改正を基本方針としているのもそのためである。

そこで、まず、現在の憲法が制定された当時の実情を、当時の真相を物語る資料が今日では多く明るみに出たので、これらをもとに明確に詳しく知った上で、一緒にあって憲法改正について考えてみたいのである。

### ●憲法改正とヘーグ条約

さて、最初に注目して貰いたいことがある。それは戦時国際法である。俗にヘーグ条約と言われる「陸戦の法規慣例に関する条約（一九〇七年に締結され日本も加盟している）」第四三条に、

「国の権力が事実上、占領国の手に移った以上、絶対的な支障のない限り、占領地の現行法律を尊重し、できるだけ公共の秩序および生活を確保するための手

段を尽すべきである」とある。

この主旨は、占領国は占領中に被占領国の基本法である憲法を改変すべきではない。占領国は戦勝国の利益に適するよう改変するにきまっているから、と云うことである。

ヨーロッパ諸国では近代国家になって以来、各国とも勝ったり負けたりしているので両方の事情が解っており、戦勝国が戦敗国の憲法を変えることがかいに不合理であるかということに気付いて、ヘーグ条約が締結されたのである。

それにもかかわらず、第一次第二次世界大戦では、戦勝国によって被占領国の憲法や法令が改変された例は多い。しかし、第二次大戦後は、そうしたことは避けるべきだという考えがヨーロッパでは支配的になった。

例えば一九四六年（昭和二十一年一〇月）フランスは国民投票で承認されたフラ

ンス憲法に、「本国領土の全部又は一部が外国軍隊の占領下にある場合には、いかなる改正もすることが出来ない」と規定している。

イタリアは、被占領中は憲法を改変せず、パリ平和条約調印後、共和制国家になつてから新憲法を制定した。

ドイツは、占領軍の軍政下で新憲法の制定を強制されたが、その要求をしりぞけ、それに代わつて「ドイツ連邦共和国基本法」なる法律を制定し、同法一四六条に、

「ドイツ国民が自由な意思で決定した憲法が施行される日に基本法はその効力を失う」と規定した。さすがドイツだ、というべきである。

これに対し、わが国の場合、現憲法はなるほど占領下で作られたが、占領下でも国民を代表する旧帝国議会で審議され、可決成立したのだから、国民の自由な意思が十分に反映しているのだと反論する者もある。かつて、鈴木元総理も国会

でその旨答弁されたことがある。

しかし、占領下の国会では、審議の様子はすべて司令部に報告され、国会での修正は司令部の承認が必要であり、時には司令部の意向で修正される場合もあった。

当時の国会の速記録を読むと、大物議員や憲法学者である議員の的（まと）を射た質疑に対し、政府側の答弁は、「お説ごもつともであるが、無条件降伏下の占領下での国会審議であるので、その辺の事情を考慮してほしい」という意向がにじみ出ており、質疑者側も、やむを得ないと引き下がる様子が読み取れる。およそ、自由な意思の表明が、そのまま通用するような状況でなかったことは明らかである。



## ●憲法改正話のはじまり

そこで、どのようにして現憲法がつけられたのか、まず事実について知る必要がある。

この真相は、当時は必ずしも明確に知らされておらず、しばらく後になって当時の関係者たちの日本やアメリカにおいての発言や発表された資料で、ようやく明らかになった。

そもそも、昭和二〇年七月に発せられたポツダム宣言の中には、日本国憲法の改正については特に書いてはなかった。占領初期の連合国側の対日処理方針の中にも、アメリカ側の意向として憲法改正を示唆するようなことは含まれてなかった。

ところが、終戦から二カ月後の二〇年一〇月、東久邇宮稔彦内閣の近衛文麿国

務大臣が、日本占領軍最高司令官マッカーサー元帥に面会し、今後、わが国の行政制度をどうしたらよいか、このことについてマ元帥の意見を求めた際、マ元帥から憲法改正が必要だという意向がはじめて示されたのである。

それから四日後、占領軍司令部政治顧問アチソン大使が近衛國務大臣との非公式会談で、米本国とマ司令官からの指示であると言って、憲法改正について十二項目を近衛大臣に示した。その中の主なものをあげれば、

- ① 衆議院の權威の増大
- ② 貴族院の民主化
- ③ 天皇による拒否權の廃止
- ④ 枢密院の廃止
- ⑤ 國民の發意と一般投票による憲法の手続きの制定などであった。

一〇月一三日、これを受けて政府は國務大臣松本烝治博士を委員長とする憲法問題調査委員会を設置し、アチソン大使から示された憲法改正についての十二項目を検討し、それをふまえ一二月八日の臨時国会で、憲法改正に必要な重要項目を松本國務大臣の私見の形で次のように明らかにした。

- ① 天皇は統治権を総攬する
- ② 天皇の大権事項を削減する
- ③ 國務大臣は國務に關し天皇と国会に責任を持つ
- ④ 國民の自由の權利を保護拡大する

松本國務大臣は翌二一年一月一月份にかけ、精力的に調査委員会の審議をすすめ、憲法改正要綱草案をまとめ、一月三十一日、これを臨時閣議にかけた後、その「要旨」と「説明」を文書にし、非公式に最高司令部に提出した。

◎アメリカは戦争中から考えていた

一体、アメリカは日本国憲法に対し、どのように考えていたのだろうか。

終戦前、わが国の敗色が濃厚になった頃から、アメリカは日本の政治体制、特にその基本である憲法について関心を持つようになった。

戦争中、アメリカでは、国務省、陸軍省、海軍省の三省による三省調整委員会（SWNCC）が設けられ、対日戦後処理政策を検討していたが、そこで日本占領に備えて日本国憲法の研究が行われていた。

前に述べた二〇年一〇月、アチソン大使から近衛国務大臣に示された日本国憲法改正に関する十二項目の示唆が、アメリカ本国からの指示であると言ったが、その内容はSWNCCで検討されていたものである。

SWNCCは二一年一月七日、日本統治体制の改革、即ち憲法改正に関するア

メリカ政府の方針及び原則を決定した。これはおおよそ次のようなもので、それが「情報」として合衆国太平洋軍總司令官であるマッカーサー元帥のもとに送付されていた。

これには日本の統治体制について、次の項目に分けてかなり詳しく書いてある。即ち、

- ①日本の統治体制改革の目標
  - ②最終の政治形体―天皇制との関係
  - ③天皇制が認められない場合の歯止め
  - ④天皇制が認められる場合の条件
- の四項目である。

これらの歯止めや条件については、三項目から六項目にわたり詳しく書いてあ

り、最高司令官が日本政府に政治的な改革——憲法改正——を行わしめる場合に指示した指導方針とその細目は、これから出ているのである。

この文書はあくまでも秘密とされたが、それは日本政府がこの文書の要領に従って改革——つまり憲法改正——を行う場合、支障にならないよう十分配慮する必要があったからである。万一、このような改革を実施することを日本政府に命、令しなければならぬ場合でも、この文書を公にすることはあくまでも最後の手段としてやむを得ない場合に限る。何故ならば、日本政府が連合軍から強要されて改革——憲法改正——を行うことが日本国民にわかれば、以後、日本国民がこれを支持する可能性がなくなる、という配慮から、アメリカ政府としては、司令部がこの文書を発表することを禁じ、飽くまでも日本国民の自由意思によって憲法改正案が起草され、実施に移されたものであるよう、思わせる必要があったのである。

## ●政府案拒否、直ちに司令部案作成

前に述べたように、日本政府は二一年一月三十一日、臨時閣議に諮つた憲法改正要綱草案を司令部に提出し、司令部側と協議するため、吉田外相からホイットニー民政局長に対し、二月五日に非公式会談を持つよう申し入れた。

司令部は一月中頃、政府の憲法改正要綱草案がほぼ固まったという非公式情報を得ていたところへ、二月一日、このことが新聞にスクープされ「英文毎日」にこの案が英文で掲載された。

ところがスクープされたものは、実は乙案といわれ旧憲法をある程度積極的に改正しようとしたもので、いわゆる甲案といわれる松本私案ではなかったのである。

政府は慌てて、二月一日夜、檜橋渡内閣書記官長から、このスクープ記事は松

本國務大臣が閣議に諮った改正案要綱ではない旨公式に釈明をしたが、司令部では、これを曲解し、政府が故意に觀測氣球をあげたものとみた。

ところが、スクープされた乙案が意外に世論のはげしい反駁を受けた。そこで、これを知った司令部は、政府に対し前に日本側に示唆した司令部の改憲についての基本原則に則って、憲法改正草案を作るよう、内閣の方針を変更させる必要があると考えた。

そこで、マッカーサー司令官は、ホイットニー民政局長に命じて、日本側の改正草案は認めるわけにはゆかぬ、これを拒否する旨文書で政府に通告しようとしたが、単に拒否しただけでは徒らに時間の空費になることをおそれ、司令部が自ら独自の憲法改正案を作り、積極的に日本側に示した方が事を速やかに運びうると考え、民政局長に急ぎよ、改正草案の作成を命じたのである。この起草についてはマ元帥は民政局長に自由裁量権を認めたが、次の三点だけについては草案の



中に入れるよう指示した。

- ① 天皇に国家元首の地位を認める。皇位継承は世襲、天皇の権利義務は法律に基づいて行使される。
- ② 戦争の放棄。自衛のための戦争は認めない、陸海軍を持つことも認めない。
- ③ 封建制度の廃止。華族の権利は一代限り、国の予算は英国の例に倣う。

●司令部は何故急いだか

マッカーサー司令官は、何故このように、日本国憲法の改正を急いだのか。これには極東委員会との絡みがあつて、そのためにマ元帥は以前から改正を急いでいた。政府が松本國務大臣主管のもとに、憲法改正調査委員会で改正案の検討をすすめていた一月中旬から、既に司令部は日本側に改正案の提出を急ぐよう催促をしていたのである。

何故か、二〇年一月一七日、モスクワでの連合軍外相会議で極東委員会が設置されることが決まり、二一年二月一六日に発足することになった。

### 極東委員会の権限は、

「日本の憲政機構又は占領管理制度の根本的な改革について指令を発する場合には、極東委員会において事前協議により意見の一致を見た場合に限る」とある。即ち、極東委員会が活動開始する以前であれば、最高司令官が司令を出す場合、何らの制約も受けないが、極東委員会発足後は、それが出来ない。しかも極東委員会で政策の決定が行われる場合は、米、英、ソ連、中華民國の四カ国の賛成が必要である。従って四カ国のうち、ソ連一國が反対すれば何も決定出来ないことになる。

ところでソ連は日本の天皇制に反対しているから、極東委員会に憲法改正を付議することになれば、天皇制を存置することはまず不可能となる。そこで、マ元

帥は委員会発足の二月一六日までに憲法改正案を承認しなければならないと考え、そのため非常に急いだのである。

### ●憲法改正の司令部案成る

こうした事情のもとに、前に述べた通り、マ元帥は一月三十一日、日本側から提示された憲法改正要綱は、これを拒否すると同時に、直ちにホイットニー民政局長に司令部側独自の改正案を作成するよう命じ、急きよ、極秘のうちに作業をすすめた。起草に当たっては前述のSWNCCの考え方、及びマッカーサー司令官がアチソン大使を通じ、日本側に示した十二項目が指針となっていることは言うまでもない。

民政局の作業は二月一二日まで約一週間、不休のうちに続けられ、一二日、作業が終了し、日本国憲法改正総司令部草案が出来上がった。

それは、前文、第一章天皇、第二章戦争放棄、第三章国民の権利及び義務、第四章国会、第五章内閣、第六章司法、第七章財政、第八章地方行政、第九章改正、第十章最高法規、第十一章承認、すべて九二条からなっている。

この司令部の改正草案の中で興味のある点を二、三紹介すると、例えば、最高司令官マ元帥から民政局長に指示のあった三項目の中に「天皇は国家の元首（THE HEAD OF THE STATE）である」とあったが、草案では、「天皇は日本国の象徴である」に変わり、また、「日本は自己の安全を保護するための手段としての戦争を放棄する」と、自衛のための戦争も認めないことが明記されていたが、草案にはこれが採用されていない。

この改正案は民政局長からマ司令官に提出されたのであるが、その際説明のための「覚書」がそえてあった。この覚書によれば、占領軍が撤退し、日本の国際社会への復帰が認められるためには、ポツダム宣言の趣旨をふまえた日本政府が

設置されなければならない。この改正草案は、それを目的として作られた。そして、国民主権のもとで儀礼的な元首としての天皇制を存置し、立憲君主制とすることを基本原則とする旨が記されているのである。

### ●司令部案に政府驚がく

この草案は二月一三日、最高司令部案として司令部から日本政府に提示された。この提示は外務大臣官邸で行われ、司令部側はホイットニー民政局長、ケーデイス大佐ほか二名、政府側は吉田外相、松本国務相がこれに立会った。

この席では、まずホイットニー民政局長から、最高司令官は、かねて日本側から提示のあった憲法改正要綱を承認することは出来ない、従ってこれを拒否することを告げ、司令部が作成した憲法改正要綱をしめし、これによって日本側が改めて改正草案を作るよう指示した。この草案を見た吉田外相も松本国務相も非常

に驚き、沈痛な表情を隠すことが出来なかつた。後日、松本国務大臣が、その時の模様を次のように詳しく述べている。

まず、ホイットニー民政局長が司令部案をタイプしたものを八、九冊くらい机の上に置き、厳肅な表情で、「日本政府が提示した憲法改正草案は司令部として認めることは出来ない。司令部がここに示した草案は、司令部はもちろん米本国も、極東委員会からも承認された案である。マ元帥は、かねてから天皇制の維持に深い配慮をしているが、そのためには日本政府が、司令部の示すような内容の憲法改正草案を作る必要がある。そうでなければ、天皇の身柄の保障は出来ない。かと言って、司令部が示した改正案をもとにして政府案を作るよう日本側に命令するものではない。しかし、基本的な原則や形態については、司令部案と同じ内容の改正草案を作ることを切望する。われわれは、しばらく庭でも散歩して来るから、その間にこの案をよく見ておいてくれ」と言つて彼らは庭に出た。

早速、この案を見ると、まず前文と称して妙なことが書いてある。これは憲法に関して信託法の知識がないと理解出来ぬ、むつかしい内容である。天皇は象徴とも書いてある。憲法に象徴という文学的表現が用いられているのは驚いた。また、天皇は国務大臣を任命するのではなくて認証すると、公証人みたいなおかしな表現もある。また、国会は一院制になっている。さらに驚いたことに、土地や天然資源は適切な補償によって国有化を認める、とも書いてある。

松本大臣は、この内容を見て驚いた。即答するには余りにも重要事項が多い、とても即答出来るものではないと思った。念のために国会が一院制になっているので、このことについて質問して見たが、どうも彼らは議会制度について十分な知識をもっていないことが解り、これでは、どうにもならぬと思い、一時間くらいで別れて帰ったと、述べている。

この時の同じ会談の模様を司令部ではどう見ていたか、ホイットニー民政局長の次のような述懐がある。

「日本政府から松本案として提示された憲法改正草案は、民主主義の線にそつて日本の政府機構を革新的なものとするという司令部側の期待から大きく離れていて到底承認出来ない。司令部側としては、松本國務大臣にマッカーサー司令官の指示によつて作った司令部案を提示し、これを十分に考慮に入れて日本政府が改正案を作るよう勸告した。そして、総選挙前に国民が検討する時間的余裕があるよう国民に提示されたい、それが出来なければ、マ元帥が直接憲法改正について司令部側の考え方及び原則を国民に示す、と伝えた。

これには吉田外相も松本國務相も非常に驚き、深い当惑の表情を表していた。この様子を見て、日本側は司令部の示した憲法改正についての基本原則を必ず受け入れるだろうという見当がついた」。



以上のような両者の述懐でわかるように、この会談では松本國務相の持参した政府案を司令部側が全く無視し、見向きもしなかったために吉田、松本両大臣が非常に困惑した様子が見えるようである。

この会談で、ホイットニー民政局長はいくつか重大な発言をしている。即ち、(一) 天皇を戦犯として取調べるべきであるという米国以外の連合軍の圧力が強くなっていく中で、マ司令官は天皇を終始力の限り護って来た。しかし、その力にも限度がある。ただ、日本政府がマ元帥の示す基本原則をもとに憲法改正案を作るならば、実際問題としての天皇の地位は安泰になると同時に、日本が連合国の管理から自由になる日が早められ、日本国民にも自由が与えられる。

(二) 政府が司令部の草案を受け入れて新憲法を作れば、これによって日本は世界の国々に対し、恒久的平和への道を進むための精神的リーダーシップをとる機会が与えられる。

(三) これによって日本の保守党が権力の座を確保し維持できる結果になる。しかもマ司令官は保守党を支持する。

### ●政府遂に司令部案受け入れを決意

憲法改正について必要な基本姿勢につき司令部から、このような強い指示があったにもかかわらず、政府は、これを有力な指針とは考えるが、なお司令部と折衝の余地はあると考え、二月一八日、松本國務相から政府案である松本案についての再説明書を司令部に提出した。

これに対し、ホイットニー民政局長は既に松本案は拒否されたものである。従って、政府は司令部案を受け入れるのかどうか、二日以内に回答せよ、回答がなければ司令部案をそのまま国民の前に明らかにする、と言われ、遂に政府は松本案を断念しなければならなくなった。

そこで、二月九日の閣議において、はじめて従来の経緯が報告され、極めて緊迫した論議が行われた。結局、回答の期限を二日間延長するよう司令部に申し入れ、幣原首相がマ司令官を訪ねて最終的意向を確認することにした。

マッカーサー元帥・幣原会談では、マ元帥から殆ど一方的に発言があった。天皇制護持について極東委員会は非常にきびしい立場であるのに対し、マ元帥がこれに抵抗して努力していること。また、戦争放棄―軍に関する規定の削除―についても相当突込んだ議論がなされた。この会談を通じ、幣原首相は、ともかくマ元帥の真意を理解することが出来た。

ついで、二月二二日の閣議で司令部案の取扱い方を議題として討議した。松本国務大臣は、司令部案を敷き写して日本国憲法改正草案を書き下ろすには、とても時間的余裕がない。仮に、このようにして日本国憲法改正草案を作ったとしても衆議院は通るかもしれないが、憲法学者の多い貴族院では到底承認される見込

みはない。ドイツや南米の例をみても、外部から押しつけられて作った憲法は到底、守れるものではない。徒らに混乱を誘発し、ファシズムにもてあそばされることになる等の見解が述べられたほか、天皇、戦争放棄等の個所について、いろいろ意見が交わされ、松本案と司令部案とは妥協の余地があるのではないか等の意見も出されたが、要するに、大いに努力して最善を尽くそうではないかということになり、結局、司令部案に依るほかはなからうという結論になった。幣原首相はこの経過を陛下に上奏し、一方、吉田、松本両相は総司令部に対し、司令部案について、さらに詳しく意向を質すことになった。

三日後の二月二五日の閣議では吉田、松本両相とホイットニー民政局長との会見の様子が報告され、その席で、はじめて司令部案の第一章（天皇）第二章（戦争放棄）の訳文が配布された。

引続き翌二六日の閣議では、司令部案全部について外務省訳のガリ版刷りの草

案が極秘文書として配布され、松本國務相のもとでこの司令部案を基本にして、具体的に日本国憲法改正案を起草することが決まった。

### ●司令部案を下敷きに政府案作成

三月二日、急ぎに急いで、司令部案を下敷きにした改正草案が出来上がった。さらに、修正の必要があれば、修正して閣議にかけることにしていたところ、総司令部からは、まだか、まだかの矢の催促が来る。そこで慌てて閣議にもかけることなく、英文に翻訳する暇もなく日本文のまま三月四日改正草案を司令部に提出した。

司令部では早速、その検討に入った。日本側は松本國務大臣以下、佐藤達夫氏（法制局部長）白洲次郎氏はじめ外務省職員二名、司令部側はケーデイス大佐ほか翻訳官等数名で、双方一緒になり、その場で日本文を翻訳しながら検討に入っ

た。

両者の間では、翻訳されたものの内容をはじめ英文そのものについても、司令部案と日本政府案との間の相違点などについて、かんかんがくがく非常に白熱した議論が交わされた。その間、肝じんなどころでは双方が絶対に譲らず、時には司令部の原案について双方で甲論乙駁の議論があったり、司令部案そのものに不完全なところもあつたりして、部屋中が議論で熱気に溢れた。

殊に、ケーデイス大佐が神経質で興奮しやすい。それにつられて、日本側も興奮して議論するという大変な状態であつた。

松本国务大臣は遂にたまりかねて、このままではどうにもならないと考え、長居を避け用事があるからとことわって退出した。あとに残った人たちは、遂に一睡もすることなく、翌日の夜までかかつて草案を仕上げた。文字通り突貫作業であつた。

この間、総司令部は終始作業を急ぎ、「三月五日のうちに司令部案をもとにした日本側改正草案を作ることが出来るかどうか回答せよ、もし回答出来なければ五日に司令部案を発表する」と詰め寄ってきた。

そこで、三月五日の閣議で鳩首協議のすえ、司令部から期限を切って回答を迫られたからには、司令部案を受け入れ、それをそのまま政府の改正草案として発表しなければならぬが、直訳のままでは日本文として不体裁でもあり、そのうえ欽定憲法の精神を覆すような内容も含まれている。これでは憲法の一大変革になるから、まず、陛下の御詔勅をいただいて、その後、政府案として発表しなければならぬということになった。

そこで閣議を一時中断し、幣原首相は松本國務大臣を伴って参内する。吉田外相は総司令部に出かける。午後八時、首相が宮中を退出し、再び閣議が開かれた。

政府の改正要綱が発表された三月六日の前夜のことである。

### ●悲壮な閣議決定

こうした慌しい経過の中では、重要な草案の条文に逐条的な慎重審議など期待するのは不可能なことであった。幣原首相は憂慮に満ちた表情で、

「今となつては致し方あるまい」旨、陛下が仰せられたことを報告した。

この重大閣議が終了した際、首相は次のように声涙ともに下る所懐を述べている。

「かような憲法改正草案を受諾することは極めて重大責任である。おそらく子々孫々に至るまでの責任であろうと思う。この案を発表すれば一部の者は喝采するであろうが、また一部の者は沈黙を守るであろう。しかしわれわれの態度に対しては心中深く憤慨を抱くに違いない。だが、今日の場合大局の上からそのほか



に行く道がない。」

閣僚の中には、流れる涙をおさえながら、これを聞く者もいたということである。こうして、翌三月六日、勅語とともに憲法改正草案要綱が発表された。

ちなみに、旧憲法では、憲法の改正は天皇が勅令で行うことになっているので、天皇が内閣に立案させ、帝国議会に提出するよう命ずる。という手続きがとられた。その後、この憲法改正草案要綱は若干の修正のため、総司令部と接衝したのち、改正案として作成を完了し、司令部の承認を得ることが出来た。ついで、枢密院に諮詢の手續きをとり、日本国憲法改正案を英文と共に発表し、六月二〇日、衆議院に提出したのである。

### ●憲法改正の国会論議

国会においては、芦田均氏を委員長とする特別委員会が設置され、さらに修正

案準備のため、同じく芦田委員長を小委員長とする小委員会が設けられ、非公開審議が行われた。この秘密小委員会の審議の様子は議事録が秘密であり、アメリカ側の国家公文書館にある関係資料がまだ発表されていないので、詳しく知る術がないが、特別委員会の中で最も活発に議論されたのが、今日、尚議論の絶えない第九条についてであり、特別委員会での審議の結果、その第二項の冒頭に、「前項の目的を達するため」が追加修正されたのである。

即ち、侵略戦争は放棄するが、自衛権に基く自衛のための戦争と、そのための武力行使は、この条項で放棄されないという意味の修正である。

なお、第九条については、もう一カ所第一項の冒頭に、

「日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し」と付け加えられた。

これは、わが国が戦争放棄と軍備撤廃を決意するに至った崇高な理念を明示し、

内外に宣言したもので、要するに、侵略戦争は絶対にやらないということをも明確にしたものである。言い換えれば、自衛のための武力行使、及び侵略に対し制裁を加える場合の戦争は第九条には含まれない、という含みをもたせ、自衛のための戦争は国際法の上からも適法と認められて居ることを前提に置いて、追加修正がなされたのである。

それにしては極めて明確を欠く表現であり、いかようにも解釈される虞れのあ  
る修正である。この点について、芦田特別委員長が後に述懐したところによれば、  
当時、総司令部はどのような形でも戦力の保持は認めてくれないと考え、また、  
当時の事情から、特別の場合―自衛の場合―であっても武力を用い得るとい  
うな表現をとれば、逆効果のおそれもあるとの配慮があったということである。  
要するに、日本は全く無条件に武力をもたないということではないと言つたために、  
あのような表現を用いて追加修正せざるを得なかったのである。

この修正案が自衛のためには戦力が持てるという意味であることについては当時、ホイットニー民政局長も「それで結構だ」と了承している。

第九条二項但書が、このような曖昧な表現になったのは、こうした事情からである。そのため自衛権にもとづいて戦力を保持出来るかどうかについて、いまだに学者の間で議論が分かれ、裁判所でも一部、違憲論がある。この点は今後、条文の上で明確にする必要がある。

日本国憲法は文章として、翻訳調で難解のところが多いが、この点は国会論議の中でも、指摘されている。貴族院議員牧野英一氏（刑法学者）は、質疑の中でこう述べている。

「もう少し国語のことに達者な方が、なんとかこれを中学校の教科書にし、小学校の子供に読ましても納得するように、模範とするようにしていただくわけに

はゆきますまいか」。

難解な熟語や、不明確で間違った語句が多く、日本語らしくない文章があるのも、英文を翻訳速成して出来た憲法であつてみれば当然であろう。

### ●社共両党の憲法改正の態度

ところで、憲法改正案が審議される最後の帝国議会において、今日憲法擁護の先頭に立つて護憲論を声高く合唱している社会党は、どのような態度をとつたのか。

社会党は独自の新憲法要綱を発表し、民主主義政治の確立と社会主義経済の断行を方針とし、社会法的な憲法を作るべきであると主張し、政府案に対し修正案を提案したが、しりぞけられたためやむなく原案に賛成した。その後、昭和二九年の日本社会党綱領には、「社会主義の原則にしたがつて憲法を改正し、基本的産

業の国有化、又は公有化を確立する」と述べており、今日に至っても非武装中立を唱えていることは周知の通りである。

なお、憲法前文が翻訳調で長文、難解であることを指摘して、社会党鈴木義雄議員は質疑の中で、こう述べている。

「之（前文のこと）を読みますると、まことに冗漫であり、切れるかと思えば続き、源氏物語の法律版を読むが如き感がある。極端に申せば泣くが如く、訴うるが如く、嫻々として尽きざること縷の如しと言いたい。一抹の哀調すら漂って居るように感ずるのであります」。

また、日本共産党は二一年六月、百条にわたる「日本共産党憲法草案」を發表した。その基本は、日本国を人民共和制国家（共産主義国家）にすることである。従って、憲法改正案には反対を表明した。

当時、委員長野坂参三氏は反対討論の中で、天皇制を認めないことを明確にし、

国会に提案されている憲法改正案は羊頭狗肉の憲法であり、憲法第二章（戦争放棄）は、わが国の自衛権を放棄して民族の独立を危うくする危険がある旨述べ、この憲法が可決された後においても、将来、憲法の修正について努力する権利を保留することわっている。

今日の日本国憲法は四十年前に制定されたまま一部の改正も行われていない。当時、これに真正面から反対し、特に国家の独立に必要な自衛権を認めないことを、反対の大きな理由の一つにしている共産党。

社会主義憲法の制定の立場で修正案を提出し、採択にならなかつたため、やむなく賛成した社会党。

当時、憲法に対する社共両党のとつた反対あるいは批判的態度は、その後四十年を経た今日何ら変更されていない。にもかかわらず、われわれが憲法制定当時

の経緯並びに、その後、四十年間の国内外の政治経済の激しい変化に対応し、実情に適應したよりよい憲法に改めようとしていることに対し、憲法を改正することとは軍国主義の復活を企てるものと、極めて短絡的に中傷し、自ら憲法擁護運動の先頭に立って示す護憲一辺倒の姿勢は、一体どう理解していいのだろうか。良識ある国民に訴えたいところである。

### ●むすび

わたくしは、現憲法の基本である人権尊重、平和主義、自由主義の諸原則を厳守し、国民の自由な意思の表明によって現実に適應した、よりよい憲法を作ることによつて、わが国が将来にわたつて繁栄發展するための、民族の活力の源泉となることを念願としている。幸いに国民の深い理解によつて、自主的な憲法改正実現の日が一日も早く来ることを願つてやまない。



## (付録) 国会における憲法改正論議

○木村睦男君 佐藤総理は、沖縄が帰るまでは戦後は終わらないと名言を吐かれて実行をされたのでございます。私はまだ戦後が終わらない問題がほかにもあると思うのです。一、二の例を上げますというと、北方領土の問題がございます。そして、もう一つは、私は憲法の問題があると思います。占領中につくられた憲法、これはやはり日

本人の手で十分にこれを検討し、直すべき点は直していかなければならない、こう思います。

そこで占領中に憲法がつくられたということの意味を、一体どういうふうにお考えになりますか。これは日本国民の皆さんも余りはつきりしたことは御承知ないんじゃないか、こう思うわけでございます。かい

つまんで言いますという、終戦直後、二十年の十月にマッカーサー司令部から憲法の草案をつくるように指示があつた、そして当時の松本丞治国務大臣は、それを受けて憲法草案をつくり、翌年の二十一年二月八日にこれを司令部に出そうとしたわけでございます。ところが、日本政府のつくつた憲法案が新聞にスクープされました、そこで急遽司令部の方はホイットニー民政局長を中心に、数人のスタッフをして司令部で憲法の草案をつくり、松本国務大臣のつくつた、日本の政府側の憲法草案をしりぞけ、司令部がつくつた憲法草案を英文のまま日本政府に示し、これをもとにして日本の憲法をつくれ、しかもいろいろ注文がついておりました、前文、第一章、第二章は

この草案に必ずよりなさい。(略) こういう経緯になつておるわけでございます。こういういまの憲法の制定の経緯を踏まえて総理はどういうふうにお考えになりますか、所感をお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(鈴木善幸君) 現行憲法が制定された経緯につきまして私に所感を求められたわけであります、現行憲法が当時占領下におきまして、占領軍の強い影響のもとにできあがつたという経過、これは確かにあつたと思ひますが、しかし帝国議会においてこれが議決されておるといふことは事実でございます。

○木村陸男君 おっしゃるとおりだと思ひます。ただ占領中に、占領軍が被占領国の行政制度はよほど支障のない限り、これは

改めるべきでないというのが明治の末期に  
できました陸戦法規に関する条約——ヘーグ  
条約と書いておられますが、その中にそうい  
う意味のことが書かれておりまして、日本  
もそれに加盟をしておる。こういうことか  
ら考えますというと、占領中にできた憲法  
というものは、やはり占領軍のいろんな意  
思がそれに加わって、必ずしも民意にこた  
えた結果になつていないということ、つま  
り過去の歴史の積み重ねの上において、そ  
ういうことがあつたためにこういう戦時国  
際条約もできたということから考えますと、  
現行憲法にはやはりいろんな欠陥がある  
ということもまたやむを得ないであろうと思  
うわけでございます。(略)

憲法改正と言いますと、すぐ第九条の改

正だ、すなわち、軍国主義、戦争だと、こ  
ういう非常に短絡的な宣伝が行われており  
まして、憲法の内容、全体についてそれを  
十分に知っていない国民の多くの人は、そ  
の宣伝ばかりが耳に入つて、憲法を改正す  
るとか、憲法を研究するとか言つと、ああ  
第九条の改正だというふうに考えがちな傾  
向があることは、私は非常に遺憾に思うの  
でございます。総理はゴルフをおやりにな  
つて非常にお上手でございます。お上手な  
総理は、恐らくゴルフをやられるときには  
肩の力を抜いてゴルフをやられると思いま  
すが、私はいまの憲法を考へるときに、や  
はり肩の力を抜いて、そうしてリラククス  
していまの憲法を素直に検討していくべき  
ではないか、かように思うわけでございま

す。あえて第九条を憲法改正の代名詞のように扱っておるといふところに私は非常な間違いがある、かように感ずるわけでございます。(略)

いまの憲法が昭和二十一年に国会で成立いたしましたそのときのいろんな記録を見ますと大変興味ある事柄が載っております。たとえば憲法の前文については、これは當時社会党の議員の方の質問の中にございしますが、「憲法の前文は消極的であり、卑屈的である。平和主義について非常に観念的過ぎる、泣くがごとく訴うるとき哀調すら漂っている。」というふうなことで、いまの憲法についての意見を述べておられる。また、あの憲法の採決のときに社会党は賛成された。しかし、社会党は改正案を出され

たけれども、それが通らなかつたためにやむなく賛成はした、しかし憲法は社会法的なものであるべきであるという意見を加えて賛成をしておられる。それから共産党は、これは反対をされた。共産党はまず天皇制というものに対して反対をしておる。そしておもしろいことには、この憲法には国を守る自衛力の条項が一つもない、これでは一体日本の国は将来どうなるか、自衛力を認めぬ憲法は反対である。つまり自衛力を認めぬ第九条があるから反対だということでございますが、そういうふうな反対をし、あるいは違った意見がある中で、今日の憲法が成立してきておる。その憲法をいま社会党や共産党は非常に理想の憲法のように言われて、これを改正する者は軍国主義だ

とかというふうな議論をもとに、いろいろ言われておるところに私は問題がある。やはり肩の力を落として、そして素直にいまの憲法が、どこがどうかということの研究すべきものではないか、かように思うわけでございます。(略)

そこで、憲法第一条に天皇のことが書いてございます。あの条文を見ますというと、一体国民の代表はだれか、国家の代表はだれかということは、必ずしも明確ではない。「天皇は、日本国の象徴であり」云々と書いてございます。いかなる国の憲法でも、まず国家を代表するのはだれであるかということははっきりと書いてあるのが普通でございます。天皇は象徴であるから日本の代表であるというふうな解釈で今日までき

ておりますけれども、象徴と代表とは大いに意味が違うのでございまして、象徴が代表であるんなら、代表取締役は象徴取締役と、こう言ってもいいというふうになることでもおわかりだろうと思います。しかも、われわれは天皇は国家の代表であるともう信じ切っておりますけれども、学説はやはり分かれているのです。国を代表する者は天皇である、あるいは、内閣である、あるいは内閣総理大臣である、こういうふうに分かれておる。ことに憲法学者でおられた宮沢俊義先生は、この憲法から推して日本を代表するものは内閣であると言われた。こういう学説まであるということは、やはり非常に問題ではないかと、かように思います。

それから、第九条につきましては、すでに判例その他で自衛隊の合憲は認められております。おりますけれども、やはりちまたにはこの問題について諸説ふんぷんとして、いまでも解釈が十通りも十五通りもある。学者によって一番解釈が違うのがこの第九条。こういうままでほって置いていいのであろうか、こんなことで自衛隊の志気が上がるでありませんか。

それから、国民の権利義務の章でございますが、ここでも国民の権利については非常にたくさん書いてありますが、義務については教育、これは受けさす義務と受ける権利、そして勤労、それから納税、この三つの義務しか規定してございません。これはやはり非常に問題であらう、かように思

うわけでございます。ことに共同体としての家族、家庭、こういうものの存在を明確にすることによって、日本の国家は成り立つわけでございますが、この点も明確にしてないという点に非常に問題があらうかと思いうわけでございます。

それから第四十一条に、「国会は、国権の最高の機関」である、こう書いてあります。ところが、日本のような、あるいは自由主義陣営のいわゆる自由主義国家においては、三権分立のたてまえになっておるわけでございますので、国会、つまり立法府が最高の機関ではないのでございまして、立法、司法、行政並立した三権分立が、民主主義国家の真の姿でなければならぬのに、日本の憲法には、国会は、国権の最高の機関

であると言いつてある。これを外国の例に見ますという、これはソ連その他共産国で、いわゆる権力集中の国では、間々こういう条文をとっておりますが、民主主義国家においては、こういう条文を憲法の中にうたつておる国は一つもない。この点も実情に合わないのではないか、かように考へるわけでございます。

なお、もう一つ、二つ言いますというと、第八十九条、これは公の財産の支出または利用の制限についてであります。公金その他の公の財産は、宗教上の団体のために金を出したり、利用してはいかぬ、また公の支配に属しない慈善、教育もしくは博愛の事業にもやってはならない、こう書いてあります。ところが現在、政府は私立学校に

補助金を毎年出しておる。ことしも二千八百三十五億円を予算に計上をいたしてあります。ただ、これをストレートに私立学校に出さないで、日本私学振興財団へと、ワックション使つて出しておる。したがつて、教育に公の金を出しておるのではないというわけになつておるわけでございます。なお突つ込んで言いますれば、金を出しておるから監督もしておる、監督をしておるから公の支配に属してきたんだと、だから合憲なんだという解釈も成り立とうかと思ひますが、それは順序が逆でございます、この憲法で言つておる公の支配に属しない教育に金を出していけないというのは、そういう手続きさえよければいいという趣旨ではなくて、やはり教育の自由といひます

か、そういう立場から、政府の監督下にな  
い民間の教育機関に政府が干渉がましい金  
を出したりすべきではないという趣旨から  
出しておると思います。

そう意味から言うると、明らかに八十九条  
にどうも抵触するのじゃないか、しかし、  
ワンクッション置いてやっておるからいい  
のだと、こういうふうなことになるうかと  
思うのですが、こういうことが繰  
り返し、あるいは継続して行われますとい  
うと、こわいのは、やはり遵法精神という  
ものが消えていく。そして人によって法律  
をどんなに解釈してもいいのだと、たとえ  
ば、税務署員が来た時税金を納める者が、  
私は税法をこういうふうに解釈したから、  
これは脱税じゃございませんと言つても、

それに抗弁できないんじゃないか、とい  
うふうな感じがするわけでございます。

もう一つ例を申し上げますという、非  
常事態が生じた場合これに対応するため何  
も日本の憲法には規定がない。これは非常  
に危険なことだと思ひます。どの国でも非  
常事態に対する政府の権限なり、何なりと  
いうものは基本である憲法に規定してある  
のが通例でございますが、全然日本は規定  
してない。非常事態は、これは外国の侵略  
だけではございません、大地震もございま  
す、内乱もございます。そういうときに、  
ある程度現行法を超えて緊急の措置をしな  
きゃならぬ、この裏づけがなければ、その  
ときの政府が民主主義に徹した政府ならよ  
ろしいけれども、そうではない政府ですと



何でもできるといふ危険がある。こういうことは実際にはあつてはならぬと思ひますけれども、そういうことを前提としてきちんとしておかなければ国の秩序というものは保たれない、また権力の乱用ということにも走りがちである、こういうことも考へるわけでございます。(略)

○**國務大臣(鈴木善幸君)** 憲法につきましての私の考へを申し上げておきたいと思ひます。

私は、現行憲法の平和主義、民主主義、基本的人権の尊重という基本的理念は、いづれの国の憲法に比較しても非常に崇高なものであり、りっぱなものであると、このように見ておるわけでございます。この点につきましては、自由民主党が立党の綱領

の中で、自主憲法の制定を唱えておるわけでございますけれども、その中にも、この基本的理念は堅持さるべきものであるといふことを明らかにいたしておるところでございます。

それから憲法は国の基本法でございます、公務員はこれを尊重、擁護の義務がございます。私は政府の責任者といつたしまして、この憲法の尊重、擁護義務というものはいささかも揺らいではいけない、このように心得ておるところでございます。

それから第三の点は、憲法改正に対する態度でございますが、憲法九十九条によりまして尊重、擁護の義務がございますが、また、九十六条に憲法改正についての手續規定が明記されております。これは、憲法

の改正は違憲ではないという立場をとっておるものと私は解しておるわけでございます。したがって、憲法を調査し、研究し、あるいは勉強する、いろいろ改正点について御検討をされるということは、私は憲法の尊重、擁護の義務と違背をするものではない、このように考えておるわけでございます。まして、自由民主党におきまして憲法調査会を設けて、そして憲法の問題につきまして調査検討を進めておるといふことにつきまして、党総裁としてこれを了承いたしておるのもそういう考え方に立つものでございます。

○木村睦男君 総理から憲法の尊重、擁護についてお話しがございましたが、私たちも全く総理にまさるとも劣らない気持で、

(第九十六回国会参議院予算委員会における代表質問のうち、憲法改正論議の速記録より)

憲法を尊重、擁護をいたす気持は決して負けないと思えます。さればこそ、現在の憲法をよりよき憲法に持っていきたい、これがわれわれの願いであるわけでございます。昨年奥野法務大臣が憲法論議をされたというところで非常に問題になったのは記憶に新しいところでございますが、私は憲法を尊重し擁護することと、憲法をいろいろ改正のために研究する、勉強するのは、全く矛盾をしていない。矛盾をしておるどころか、憲法尊重、擁護の熱意が高ければ高いほど、よりりっぱなものに持つていこうという熱意のあらわれであるというふうに私自身は考えております。どうぞ総理も、そういうお考えでひとつ今後対処していただきたいと思えます。(略)

昭和六十二年五月三月初版第一刷発行  
憲法改正に対する私の考え

著者 木村睦男

発行者 清原淳平（事務局長）

発行所 東京都千代田区永田町

二二一 衆議院第一議員会館内

電話・代表 03-581-5111

（内線）三八六六

振替・東京七〇七七一〇〇

定価 五百円 千七十円

---

# 憲法を改めて時代を刷新しよう

自主憲法期成議員同盟  
自主憲法制定国民会議

¥500



## ● 著者紹介

岡山県出身、大正二年生まれ。旧制六高を経て昭和十三年に東京帝国大学法学部を卒業。司法官試補となり、のち鉄道省に入省。陸軍司政官としてマライ軍政監部に勤務されたのち、運輸省へ復帰。本省の自動車局長、観光局長等を歴任された。

昭和三十九年、佐藤栄作元総理の勧めで郷里岡山県から参議院選挙に出馬、以来連続五回当選。その間、行政府では郵政政務次官、運輸大臣。立法府では、参議院運輸委員長、予算委員長、議院運営委員長等を歴任。そして昭和五十八年、衆望を担って参議院議長に就任されたが、温厚篤実な風格の中に、ピシッと筋の通った冷静な処理をうたわれ、名議長の声が高かった。昭和六十一年、議長の職を退かれる。現参議院議員。座右の銘は「善に従って流れる如し」。